

田 や 第 8 0 号
令和 5 年 5 月 2 日

各 田辺市指定介護サービス事業者（実施法人）代表者 様

田辺市 保健福祉部長
（公 印 省 略）

新規指定及び指定更新に係る申請書類の提出期限について

このことについて、現在、田辺市では新規指定や指定更新に係る申請書類の提出期限については、指定を希望する月の前月 5 日（約 1 か月前）までとしており、提出していただいた申請書類をもとに新規指定・指定更新の可否について審査しています。

しかしながら、申請書類の審査や修正に時間を要する場合、指定を希望する月に指定を行うことができない可能性が生じています。

つきましては、今後、新規指定及び指定更新に係る申請書の提出については、以下とおりとしますので、ご留意ください。

記

1. 新規指定及び指定更新に係る申請書類の提出期限

原則、新規指定・指定更新を希望する月の前々月 5 日（約 2 か月前）までとします。ただし、約 2 か月前の段階で確定していない提出書類がある場合は、事業所と協議のうえ随時対応します。

2. 適用時期

令和 5 年 7 月 1 日から新規指定及び指定更新を受ける事業所から適用予定です。そのため、令和 5 年 7 月 1 日から新規指定・指定更新を受ける事業所は原則令和 5 年 5 月 5 日（5 日が閉庁日の場合は直後の開庁日）までに申請することになります。

3. 指定通知書の送付

指定通知書については、2 か月前までに申請をいただいたとしても、従来通り新規指定・指定更新をする月の前月末日までに送付します。

※この制度については、和歌山県が変更したことに伴い、田辺市も同様とするものです。

担当：やすらぎ対策課 指導係
TEL：0739-33-7033